

設楽ダム建設事業暴力団等排除対策協議会 活動計画

1 対象期間 令和4年12月～令和5年8月

2 活動計画

(1) 通常総会 令和5年8月開催

(2) 講習会 令和5年2月及び8月開催

(※) 2月は設楽警察署、8月は県警組織犯罪対策局捜査第四課及び暴力追放運動推進センターのご支援を得て実施予定

(※) 8月は、通常総会と同時開催とする。

(3) 担当者会議 令和5年7月開催

(※) 8月の通常総会に向けて、活動計画(案)を立案

(4) 警察等関係機関との連絡調整

(ア) 毎月1回程度、設楽ダム工事事務所週間工程会議(毎週木曜日午前開催、同事務所と受注者とが認識共有と工事調整を図る会議)に設楽警察署関係職員の出席を求め、暴排及び防犯などに関し認識共有を図る。

(イ) 元請会員及び下請事業者から、暴力団等排除の確約書及び役員等名簿一覧の提出を受け、愛知県警に提供する。

(ウ) 愛知県警から、必要に応じ暴力団等及び不当要求等の対応要領に関する助言及び指導を受け、会員に情報共有する。

(5) 啓発活動

元請会員にあつては会員証を、下請事業者にあつては協力員証を交付し、それぞれの現場事務所等に掲出する。

(6) 事案発生時の対応

会員相互の情報交換を図るとともに、顧問から助言、指導及び援助を受け的確に対応する。

(7) 他の暴排団体などとの連携

事務局長が、「暴力追放推進委員会」、「暴力追放セミナー」、「安全なまちづくり愛知県民大会」及び「暴力排除団体連絡会会議」に参加し、他の暴排団体などとの連携を図る。

(8) その他

本協議会の目的達成に必要な活動を適宜実施する。

本活動計画は、新型コロナウイルス感染拡大状況に応じ変更される可能性がある。

以上